東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成１８年９月１４日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年9月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：２２件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	循環水ポンプ（Ａ）グランド排水ラインにおいて、詰まりが認められたため、当該ラインを点検・清掃	D	
2	１号機	燃料交換機室換気空調系給気ファンにおいて、「圧縮機巻線温度高」によるトリップ事象が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
3	１号機	原子炉建屋地下１階高圧注水ポンプ室南側壁面上部サポートにおいて、アンカーボルト部より地下水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	２号機	所内変圧器用変流器の点検時、二次回路の絶縁抵抗に低下が認められたため、当該回路を修理	D	
5	２号機	主発電機高圧ブッシングの点検時、支持碍子（Ｙ相）に微小の欠損が認められたため、対応検討	D	
6	２号機	発電機停止後のリークテスト時、水素ガス冷却系機内ガス放出弁等（計３台）のリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	２号機	主発電機密封油真空ポンプ電動機（Ｂ）の点検時、反負荷側軸受ハウジング内径に基準値外れが認められたため、当該部を修理	D	
8	２号機	エリア放射線モニタにおいて、ｃｈ．１２（原子炉建屋２階北側通路）に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
9	２号機	燃料取出し操作中において、「つかみ具ＬＳ異常」の警報が発生したため、当該部を点検・修理	D	
10	４号機	主発電機密封油ポンプエリア堰内排水ラインにおいて、詰まりが認められたため、当該ラインを点検・清掃	D	
11	５号機	計器の設定確認において、炉心スプレイポンプ吐出圧力変換器等のヘッド（水頭）補正値の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
12	５号機	燃料（軽油）移送ポンプ（Ｂ）吐出圧力計の点検時、計器内部のブルドン管に変形が認められたため、当該圧力計を交換	D	
13	５号機	雑固体廃棄物常設集積所において、投棄基準の線量当量率を超過している廃棄物１袋（酢酸ビニール）が発見されたため、廃棄物を回収及び対応検討	D	
14	５号機	計器の設定確認において、濃縮廃液類排出タンクレベルスイッチの計器仕様書記載設定値に対する電圧値等に誤記が認められたため、対応を検討	C	
15	５号機	自動減圧系機能検査リハーサル時、Ａ系の圧力調整弁（ＰＣＶ－７１５Ａ）に追従不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	５号機	燃料交換機の健全性確認において、空気圧縮機の高圧側空気減圧弁ボンネット空気抜き穴からエアリークが認められたため、当該弁を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	５号機	制御棒引抜監視装置チャンネル（Ａ）において、出力信号不良が認められたため、当該装置を点検・修理	C	
18	５号機	計器の設定確認において、原子炉給水ポンプ吐出ヘッダ圧力変換器のヘッド（水頭）補正値の調査値と校正データ値間に相違が認められたため、対応を検討	C	
19	６号機	原子炉建屋モータコントロールセンタ（６Ｂ－２－４Ｆ）において、ユニット内部より異音が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	６号機	現場監視用モニタにおいて、映像不良（計１３箇所）が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
21	集中環境施設	雑固体焼却炉（Ｂ）使用済樹脂供給機において、入口ダンパに開動作不良が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
22	その他	屋外パトロール中において、ＡＰＤ（電子式線量計）にデータ欠測が認められたため、原因を調査及び対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：保安規定に関わる不適合事象
　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで